

令和5年度 太陽光発電設備施工ID等取得支援業務 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

令和5年度 太陽光発電設備施工ID等取得支援業務

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和6年2月28日

2 目的

本業務は、今後の戸建住宅をはじめとした建築物への太陽光発電設備の普及を見据えて、既存建築物も含めた建築物への設備設置、そのメンテナンスといった増加が見込まれる需要に対し、市内の中小事業者が受け皿となることにより、市内経済の活性化につなげるとともに、脱炭素社会の構築に寄与するため、市内の中小事業者に対して、太陽光発電設備設置能力の向上を図る支援業務を実施するものである。

3 業務内容

(1) 研修事業の実施

受注者は、研修受講者が太陽光発電設備メーカーの認定する施工ID・電気IDの取得をするための研修を、太陽光発電設備メーカーと調整の上、企画・実施すること。

また、受注者は研修受講者の施工ID・電気ID認定に必要となる研修費用を負担する。

ア 研修受講の対象者

太陽光発電設備設置を担う事業者のうち、次に掲げる要件の全てに該当する市内の中小企業に所属する社員

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(イ) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく保険対象業種に属する事業を主たる事業とする中小企業者

(ウ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していない事業者

(エ) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していない事業者

イ 施工ID・電気ID想定認定者数

施工ID・電気IDの両方を取得した想定認定者数は、延べ225名以上とする。

ただし、受注者は、当該事業の目的に沿って、予算の範囲内にてより多くの施工ID・電気ID認定者を確保するよう努めること。

ウ 研修の企画

受注者は国内住宅用太陽光発電設備の今後の設置状況、既存施設のメンテナンスなどを考慮し、研修を受講した者が将来的に事業に結び付けられるよう研修の企画を行うこと。

合わせて、市内事業者が研修の受講がしやすいよう工夫すること。

エ 研修受講者の募集

発注者と受注者は連携して、研修受講者の募集を行うものとする。

受注者は企画した研修内容を周知するための広報物を作成すること。発注者はその広報物を用いて研修受講者の募集を行うこと。

なお、研修受講者の受付は発注者が行い、受け付けた研修受講希望者の名簿を受注者と共有するものとする。

オ 研修受講者との連絡調整

受注者は発注者から共有された研修受講希望者の名簿により、研修受講希望者と研修受講に係る連絡調整を行うものとする。

(2) 留意点

ア 受注者は研修受講者の研修費用を負担するが、研修を受講後に認定が得られない場合は、その費用は負担しないこと。

なお、受注者は事前にその旨を研修受講者に明示しなければならない。

イ 受注者は申込状況等を踏まえて、多くの市内事業者が研修を受講できるよう配慮すること。

ウ 研修の企画内容については、実現可能なものを提案すること。

5 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 評価委員会実施時（令和5年8月）に、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他」に登録されていること。または、欠格要件に該当しないもの。（表1参照）

ただし、5(3)の「令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99その他」に登録されていない応募者は、応募書類提出時において、表2の書類をすべて提出することで、プロポーザル参加資格を満たすものとします。

表1 欠格要件

項	要件	確認方法
(ア)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
(イ)	川崎市暴力団排除条例第2条(1)(2)(3)(5)に該当する者	本公募への誓約書の提出を求める
(ウ)	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
(エ)	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書の提出を求める
(オ)	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
(カ)	民間金融機関及び公的金融機関	
(キ)	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者	

表2 参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
1	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）	発行3か月以内のみ有効
2	誓約書	「様式4」を参照

項	提出書類	備考
3	納税証明書・国税（写し可）	「その3の3」（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）を提出すること。
4	<p>納税証明書・川崎市税（写し可）（※1・2） 本市内事業者及び準市内事業者（※3）のみ提出が必要となります。</p> <p>（ア）（川崎市）法人市民税納税証明書 直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。 （イ）（川崎市）固定資産税（償却資産を含む）納税証明書 令和3年度及び4年度の納税証明書をそれぞれ1部ずつ。 （固定資産及び償却資産がない場合は、提出不要）</p>	<p>※1 完納していることが条件なので、領収書などは不可。 ※2 法人市民税について営業所を設立したばかりで、納期限が一度も到来していない場合は、営業所の開設届（市税事務所の受付印が押印されたものの写し）でも可とします。 ※3 市内業者、準市内業者及び市外業者の区分は次のとおりです。 市内業者……本店が川崎市にある事業者 準市内業者…支店が川崎市にある事業者 市外業者……「市内業者」「準市内業者」以外の事業者</p>

6 委託金額の上限

総額 11,099,999 円（消費税相当額含む）

7 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月 日
募集開始	7月27日（木）
参加意向申出書の提出期限	8月4日（金）午後5時 必着
参加資格確認結果の通知	8月7日（月）
質問書の提出期限	8月15日（火）午後3時 必着
質問回答	8月16日（水）
企画提案書の提出期限	8月31日（木）午後3時 必着
評価委員会の開催	9月5日（火）
受託者決定	9月上旬
契約締結	9月中旬

8 実施事務手順

(1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1）（必要に応じて、参加要件に係る提出書類）を提出してください。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
担当：飛田、古屋、磯部
午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）
電話 044-200-2508（直通） FAX 044-200-3921
電子メール 30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書（様式1）は**配布・提出場所**で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です

イ 配布期間

令和5年7月27日（木）～令和5年8月4日（金）

ウ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）

エ 提出期限

令和5年8月4日（金）午後5時

ただし、郵送の場合は令和5年8月4日（金）午後5時必着とします。

※令和5年8月4日（金）午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書（様式1）を提出した者には、令和5年8月7日（月）までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(3) 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

ア 質問方法

質問書（様式2）を持参または電子メールにて提出してください。電子メールアドレスや担当者名は、「8(1)ア」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和5年8月7日（月）～令和5年8月15日（火）午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんので御注意ください。

ウ 回答方法

令和5年8月16日（水）までに、他社分も含めて、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書を次のとおり提出してください。加えて、関連する業務実績を示す書類があれば、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(7) 企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副5部の計6部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(4) 見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・積算の根拠を示す際は、研修費、事務局運営費、広報業務費の項目ごとに示し、各項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額が上記「6 委託金額の上限」に示す金額の範囲内となるよう提案を行うこと。
- ・研修費の積算根拠を示す際は、希望単価に、仕様書に記載のある予定数量を乗じて示すこと。
- ・研修が複数に分かれる場合は、各々に費用を示すこと。
- ・事務局運営費及び広報業務費の積算根拠を示す際は、希望単価に、予定数量として「1」を乗じて示すこと。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副6部の計7部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(4) 関連する業務実績を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副5部の計6部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(I) 企画提案内容

- 1 目的の理解
- 2 研修の企画
 - ・研修受講者の事業化に向けた提案
 - ・研修受講の促進策
- 3 その他
 - ・人員配置
 - ・所要額

イ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。（窓口は「8(1)ア」参照）

ウ 提出期限

令和5年8月31日（木）午後3時

ただし、郵送の場合は令和5年8月31日（木）午後3時必着とします。

※令和5年8月31日（木）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(5) 評価委員会の開催

令和5年度 太陽光発電設備施工ID等取得支援業務に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間10分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後10分間の質疑を行います。

なお、評価委員会はウェブ会議システムを活用したものとします。

ア 開催日時

開催日時 令和5年9月5日（火）の発注者が指定する時間

各社の開始時刻や、ウェブアカウントは、決定次第通知します。

イ 評価項目・配点

評価項目	評価の着眼点	配点
1 目的の理解		
①目的等の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか。	10
②太陽光発電設備等の知見	太陽光発電設備等の知見を有しているか。	5
2 研修の企画		
③研修受講者の事業化に向けた提案	今後の戸建住宅をはじめとした建築物への太陽光発電設備の普及を見据えて、既存建築物も含めた建築物への設備設置、そのメンテナンスなどを考慮し、研修を受講者した者が将来的に事業に結び付けられるよう提案がされているか。	10
④研修受講の促進策	市内事業者が研修の受講がしやすいような工夫が提案されているか。	10
3 その他		
⑤人員配置	確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。	5
⑥所要額	次の評価基準により、安価な順に高い評価を行う。 【評価基準】 委託金額の上限と比較し、見積額が 95%以上 ⇒ 3点 90%以上95%未満 ⇒ 4点 90%未満 ⇒ 5点	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目①、③、④は2倍にして計算します。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

- ・評価項目①、③、④の合計点が最も高い事業者
- 上述の選考が難しい場合は、評価委員長が順位を決定します。

エ 注意事項

(ア) ウェブ会議システムは、ZOOMを活用することとし、事務局がホストとなります。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を9月上旬に電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

本業務にかかる契約は単価契約とし、研修費は実績に応じた額を支払うものとします。

契約保証金については、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約書に記載する推定総金額の10パーセントを納付する必要があります。

9 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届(様式3)を令和5年8月31日(木)午後3時までに「8(1)ア」に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)してください。

ただし、郵送の場合は令和5年8月31日(木)午後3時**必着**とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該募集に関しては、事情により取りやめる場合があります。

10 各種書類提出先・問い合わせ先

担当 : 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 飛田、古屋、磯部

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階

電話 : 044-200-2508

FAX : 044-200-3921

メール : 30dtanso@city.kawasaki.jp